請 負 契 約 書（案）

１　件　　名　　令和８年度　岩沼市公共下水道事業
桜五丁目外地内汚水管渠調査業務

２　履 行 場 所　　岩沼市　桜五丁目　外　地内

３　履 行 期 間　　令和　年　　月　　日　から
令和９年　３月３１日　まで

４　請負代金額　　一金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　一金　　円也）

５　契約保証金　　一金　　円也

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　宮城県岩沼市桜一丁目６番２０号
岩沼市
代表者　市長　　鬼　澤　　聡

受注者　住　所

氏名又は名称　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の図面、仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書等をいう。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、善良な管理者の注意をもって、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書及び仕様書等に記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（性質上必要な容器及び外包等も含む。以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものする。

９　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１１　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

１２　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを請負代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協

議の内容を書面に記録するものとする。

（業務計画表の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前２項の規定を準用する。

４　業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約保証金）

第４条　第１７条から第１９条まで又は第２４条の規定により契約内容を変更する場合において、請負代金が増加するときは、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができる。

２　前項の規定により契約保証金の額を変更した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、更なる納入を要しない。

（１）既納保証金が、変更後の請負代金の１０分の１以上あるとき。

（２）検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の請負代金から検査に合格した履行部分に対する請負代金相当額を控除した額の１０分の１以上あるとき。

３　発注者は、受注者が契約の履行を全て完了し、第２７条の規定により請負代金を請求したとき、又は第３７条若しくは第３８条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき３０日以内に契約保証金を返還する。

４　契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（一括再委託の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる

部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第７条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（著作者人格権の制限等）

第８条　受注者は、発注者に対し、成果物（第２８条第１項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下同じ。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（受注者がこの契約締結以前から保有するものを除く。以下「著作物」という。）に該当するとしないとにかかわらず、成果物の利用を許諾する。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物を利用、複製又は内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

４　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該成果物に表示した氏名の変更をすることができる。

５　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発した著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物及び著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラムの著作物及びデータベースの著作物を利用することができる。

７　受注者は、各項の場合において、著作権法第１９条第１項及び第２０条第１項に規定する氏名表示権及び同一性保持権を行使してはならない。また、発注者の承諾なく、発注者以外の第三者に成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）の利用又は複製、公表、表示した氏名の変更及び改変について許諾してはならない。

（著作権の譲渡等）

第９条　受注者は、成果物が著作物に該当する場合には、著作権法第２１条から第２８条までに規定する当該成果物に係る受注者の著作権に含まれる権利を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第１０条　受注者は、成果物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利及び出版権を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第１１条　受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

２　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し又は必要な措置を講ずるものとする。

（監督職員）

第１２条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者に対する指示

（２）この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）この契約の履行に関する受注者との協議

（４）業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾等は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第１３条　受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、発注者に書面により７日以内に通知するものとする。業務責任者を変更したときも、同様とする。

（請負業務の調査等）

第１４条　発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（貸与品等）

第１５条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

２　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡し日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

４　受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書等と履行内容が一致しない場合の修補義務）

第１６条　受注者は、履行の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（請負業務内容の変更等）

第１７条　発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は請負業務を一時中止す

ることができる。この場合において請負代金又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務に係る受注者の提案）

第１８条　受注者は、仕様書等又は業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は業務に関する指示の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により仕様書等又は業務に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

（履行期間の変更）

第１９条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかなときは、遅滞なくその理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（請負代金等の変更方法）

第２０条　第１７条から前条までの規定により、請負代金又は履行期間の変更を行う場合における請負代金及び履行期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金又は履行期間の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２１条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなけ

ればならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第２２条　成果物の引渡し前に、当該成果物に生じた損害その他業務の処理に関し発生した損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。以下この条において「損害」という。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２３条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２４条　成果物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、受注者が既に業務を完了した部分（以下「出来形部分」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。なお、その賠償額は発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

４　受注者は、第２項の規定により損害の状況が確認されたときは、履行期間の延長を発注者に請求することができる。

（請負代金額の変更に代える仕様書等の変更）

第２５条　発注者は、第７条、第１５条から第１９条、第２１条から第２４条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２６条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。なお、受注者は、当該成果物を発注者の指定する場所に引渡すときは、当該成果物の成果品目録書と共に引渡さなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、仕様書等に定めるところの業務について、第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（請負代金の支払い）

第２７条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して請負代金の

支払いを請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に支払わなければならない。

（引渡し前における成果物の使用）

第２８条　発注者は、第２６条第４項若しくは第５項又は第２９条第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分引渡し）

第２９条　成果物について、発注者が仕様書等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務を完了したときについては、第２６条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第５項及び第２７条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第２６条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第５項及び第２７条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項の規定により準用される第２７条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前２項において準用する第２６条第２項の検査の結果の通知をした日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（部分引渡しに係る請負代金の不払に対する業務中止）

第３０条　受注者は、発注者が前条において準用される第２７条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（第三者による代理受領）

第３１条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第２７条（第２９条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（契約不適合責任）

第３２条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第３３条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条及び第３５条に規定するほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、これらより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第３４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除す

ることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約の取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと認められるとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）正当な理由なく、第３２条第１項の履行の追完がなされないとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第３５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）第５条の規定に違反し、請負代金債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

（２）この契約の成果物を完了させることができないことが明らかであるとき。

（３）成果物に契約不適合がある場合において、その不適合を除去しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

（４）受注者がこの契約の成果物の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５）受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。

（６）契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（７）前各号に掲げるもののほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（８）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（９）受注者が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。

（１０）第３７条又は第３８条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（１１）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下こ

の号及び次項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに契約を解除することができる。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは、受注者に対する命令で確定したものをいい、受注者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条又は

第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定に該当し、刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３６条　第３４条各号又は前条第１項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第３７条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでなはい。

（受注者の催告によらない解除権）

第３８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第１７条から第１９条までの規定により仕様書等を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

（２）発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（３）第１７条の規定により、業務を一時中止した期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３９条　第３７条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第４０条　発注者は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する請負代金を、受注者に支払わなければならない。

２　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第３４条又は第３５条の規定によるときは発注者が定め、第３３条、第３７条又は第３８条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（履行遅滞の場合における遅延違約金）

第４１条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延違約金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の遅延違約金の額は、請負代金額（単価契約の場合は、請負代金額に実施予定数量を乗じた額に１０パーセントを加算した金額とする。また、発注者の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の請負代金額相当額を控除した金額とする。以下同じ。）に、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて計算した額（１００円未満の端数があるとき又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき事由による日数を控除したものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第４２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（３）第３４条又は第３５条の規定より、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第３４条又は第３５条の規定により、成果物の完了前にこの契約が解除されたとき。

（２）成果物の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項又は第２項各号に定める場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

５　第１項又は第２項各号に定める場合（第３項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

６　第２項の場合（第３５条第１項第８号、第１１号及び第２項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

第４３条　受注者は、第３５条第２項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金額の１０分の２に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

（受注者の損害賠償請求権等）

第４４条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）第３７条又は第３８条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げるほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第２７条の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、請求した未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセント（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅滞利息として発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第４５条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第２６条第４項又は第５項（第２９条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、貸与品等の性状又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、貸与品等又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（業務従事者災害等）

第４６条　受注者は、請負業務の履行に関し生じた受注者の業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（受注者の法令上の責任）

第４７条　受注者は、業務従事者に係る労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第４８条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第４９条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。